



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4056 号 2017.12.3 発行

個性光る書や絵画並ぶ 淡路市で障がい者作品展

神戸新聞 2017年12月3日

躍動感のある書など障害者の作品が並ぶ=淡路文化会館



「第8回『協生』あわじ障がい者美術作品展」(神戸新聞社後援)が、兵庫県淡路市多賀の県立淡路文化会館で開かれている。書や絵画、織物など個性の光る24点が会場を彩る。10日まで。

淡路島内の身体・知的障害者と一般の人たちの交流の場をつくり、暮らしやすい社会を目指そうと、ひょうご知的障害者自立就業支援ネット「協生」が主催。障害者週間(3～9日)に合わせて開催している。

会場では、大筆を使って「海」「空」などとしたためた躍動感のある書が目を引く。県立あわじ特別支援学校高等部の生徒らは、絵の具やオイルパステルで共同制作した絵画3点を出品した。色とりどりの、さをり織りのストールも彩りを添える。

淡路島の自然や観光名所を色鉛筆で細やかに描いた絵画のタイトルは「淡路島・淡路島はみんなの宝物」。作者の社家康仁さん(37)＝淡路市中田＝は「コンピューターグラフィックス(CG)では表現できない、手作りの感じを表現したかった。絵を見ながら淡路島の良さを再発見してほしい」と話していた。

入場無料。午前9時～午後5時。同会館TEL0799・85・1391(渡辺裕司)

精神科患者の身体拘束、10年で2倍 大声出すだけで? 朝日新聞 2017年12月3日

今回、身体拘束された人や家族の思いに触れて、初めて目の当たりにしたときの気持ちがよみがえったというメールが届きました。どうしたことなのでしょう。アンケートに寄せられた声とともに紹介します。精神科病院での身体拘束を調査している専門家に、拘束が急増している背景や、どうしたら減らしていけるのかを尋ねました。

介護者の勉強不足も

不必要な身体拘束をどうしたらなくせるか。アンケートから一部の回答を紹介します。

●「私は介護の仕事をしています。認知症の方が安全を確保の目的で拘束されているのを何度もみております。周囲の人は安全のための一点張りですが、その結果入居者が生きる意欲を失っていく姿を見るにつけ、やってはならないことだと思います。介護の現場は一部の職員を除いて勉強不足だと思います。研修でごまかすのではなく、実技試験を実施するなど資格の厳格化が必要ではないでしょうか?」(千葉県・50代男性)



●「皆さんは『精神科特例』をご存じですか。医師、看護師のみならず薬剤師ですら精神科の人員配置は少ないのです。その上認知症治療病棟などは周辺症状を治療目的とする割に20：1と人員も少なく、また精神科では合併症を抱えても、精神疾患を理由に転院できないケースも多々あります。15：1で胃ろうや終末期の患者、また処置を拒否する患者を見ている所もあります。また療養病棟では60人の患者を夜間資格者、看護助手各1人でみています。それと同時に地域移行など精神科医療の多くの課題を抱えています。急性期の拘束のあり方を見直すと同時に慢性期、認知症を含む人員について考えるべきかと思えます」（東京都・40代男性）

●「本当に『緊急でやむを得ない場合』なのかどうかは医者側で判断するのが少し問題だと思う。医者側がやむを得ない場合であることをきちんと説明して、納得してもらう工夫が必要だ」（大分県・10代男性）

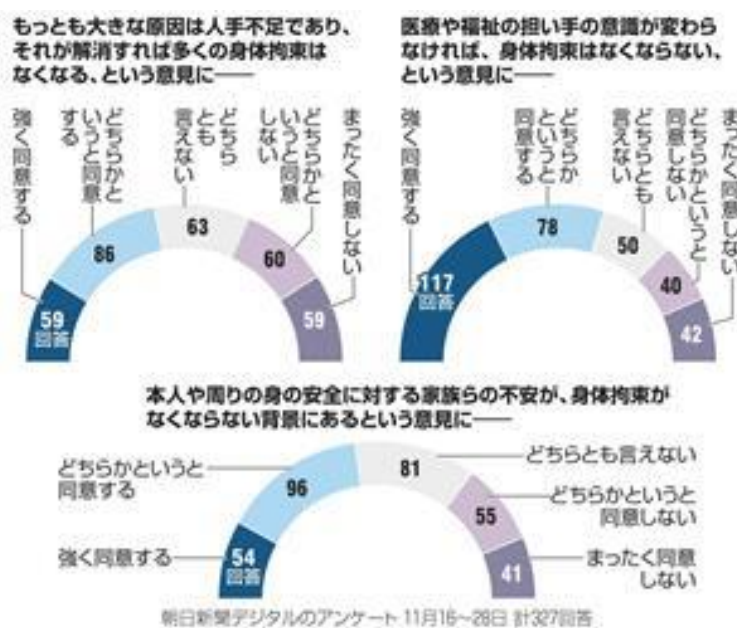
●「医療療養型病棟で理学療法士をしています。ある日、身体拘束をしている認知症患者様の歩行訓練を行っている時、他の医療従事者から『この人、たくさん歩けるようになって、体力がついてきたね。これじゃあ身体拘束を外せないね』と言われたことがあります。マンパワーが足りないため、やむを得ない身体拘束は仕方ないことだと思いますが、まずは医療・福祉職の意識を変えていかなければ、本来は身体拘束を必要としない人まで、身体拘束されてしまう結果になってしまうと思います」（静岡県・20代男性）

朝日新聞デジタルのフォーラムアンケート

●「福祉関係の仕事です。人手が増えても職員の意識が変わらないと拘束は続くと思います。広い意味の拘束であるセンサーマットなどは仕方ないとしても職員が認知症患者の対応を深く学び、信頼関係を構築しないと徘徊（はいかい）や乱暴は続きます。身体拘束などで力で抑えつけてしまうと、余計に認知症は進行してしまいます。荒立った気持ちを静めるには、言葉がけやマッサージなどスキンシップ、徘徊するときには一緒に歩くなど、利用者の気持ちに寄り添わないといけないと思います。そう思い日々仕事に取り組んでいます」（大阪府・50代女性）

●「私が勤務している施設では、現在、拘束はゼロですが、利用者の尊厳や基本的人権がどれだけ保障されているかと問われると自信を持って答えられない。スピーチロックやドラッグロックの問題もあるから。管理者、職員、家族の意識ももちろんですが社会全体の人権に関する思想や価値観そのものにまで論及して考えていく必要があると思います」（長崎県・60代男性）

●「24時間片時も目を離さず家族かそれに代わる人が監視してくれればいいが、ちょっと目を離したら点滴抜かれてましたとか……家族は役に立たないことが多い。治療上必要なもの点滴や呼吸器などを抜いたりされて、それが命に関わることもある。抜いたりされて怒られて始末書書くのも看護師、訴えられることもあるのに圧倒的な人手不足の中、疲弊しながら働いている身にもなってほしい。高齢化がすごく認知症の患者も多く治療上必要なことを守ってくれない指示が入らない人も多い。安全を守るためならやむを得ない。」



何でもかんでも身体拘束＝悪いことと言わないでほしい」（滋賀県・30代女性）

●「場面によっては自傷他傷を防ぐために必要だが、そこにはしっかりと根拠や説明が必要だと考える。かわいそうだからと拘束せず、さらに事故を招いては本末転倒。ただしもちろん最小限にさせるべきだし、複数人でのアセスメントが行われた上で実施されるべき」（兵庫県・40代女性）

注)スピーチロック＝強い口調で指図して心身の動きを封じる。ドラッグロック＝薬でおとなしくさせる。

「当たり前」と思考停止しないよう メールをくれた京都府の作業療法士

日々、病院で身体拘束に関わっている40代の作業療法士の女性から「記事を読み、改めて拘束されている患者や家族の気持ちを考えながら仕事をしたいと思うようになりました」とメールが届きました。話を聞くと、葛藤や心がけを語ってくれました。

5年前から、京都府の急性期病院でリハビリテーションの仕事に関わっていると言います。病院で、半数以上の患者が縛られているのを初めて見た時はびっくりしたそうです。

しかし、次第に慣れ、「当たり前の風景として受け止めていた」。時には「なんで縛るの?」と怒ったり、嫌がったりする人がいますが、点滴やおむつを外してしまうから仕方がない、と看護師が説明しているそうです。

今回の記事で、家族や自分自身がされて嫌な思いをした人や、拘束に関わっている看護師の意見を讀むうち、病院に勤めだしたころの違和感を思い出したそうです。

四六時中、誰かが患者のそばにすることができない以上、やむを得ない。それでも、理由を丁寧に説明し、相手の気持ちを考えながら仕事をしたいと思うようになったそうです。

本来、手にはたくさんの感覚があるのに、それをミトンで覆うことや、手足を縛って動けないようにすることは、リハビリの観点から見てもよくないことだと言います。リハビリの間は、拘束されていた部分を特に動かすように心がけます。家族には、手を握ってあげるように伝えるそうです。

記事を通して、病院で働く側としては当たり前のことでも、それ以外の人にとってはショックが大きいということを改めて思ったと言います。「病院で働いている人と、そうではない人とのギャップが大きいと思う」と話しました。（三輪さち子）

治療やケアの在り方を見直せ 長谷川利夫・杏林大教授

杏林大教授（精神医療）で「精神科医療の身体拘束を考える会」代表の長谷川利夫さんに身体拘束が行われる背景や、 unnecessaryな拘束を減らすにはどうすればいいか聞きました。

厚生労働省の調査（2015年6月末時点）では、精神科の病院で体をベッドに縛るなどの身体拘束を受けている患者は1万人を超え、10年で約2倍に急増しています。精神科救急病棟の整備に伴い緊急性の高い患者が多くなったことや、認知症になった方の増加が背景にあると指摘されていますが、法的に対象ではないと思われる人まで身体拘束している例が少なくありません。例えば、大声を上げる患者がいたとして、行動の背景や環境要因などを考えず精神症状としてとらえ、治療の一環として身体を拘束するような考えがあると思います。

私が15年に11の精神科病院に行った調査では、身体拘束の平均日数は96日。欧米諸国の、数時間～数十時間という報告と比べても、 unnecessaryな拘束が多いことがうかがえます。

精神保健福祉法では、「自殺企図または自傷行為が著しく切迫」「多動または不穏が顕著」「放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれ」、のいずれかの場合、精神保健指定医が認めれば拘束できます。

しかし、ある男性のように、家で妻に暴力をふるい、自ら医師の診察を受け落ち着きを取り戻しているのにベッドで体を縛られたという例もあります。7月、精神科医や弁護士らと立ち上げた「考える会」にも強引な拘束の相談が相次いでいます。

身体拘束は、尊厳を奪い、心の傷を負わせ、エコノミー症候群や誤嚥性（ごえんせい）肺炎など身体にも影響を及ぼす可能性があるともいわれます。今年、精神科病院でニュージーランド国籍の男性（27）が身体拘束された10日後に心肺停止の状態で見られ、

その1週間後の5月半ばに死亡しました。11月には障害者施設で男性(28)が拘束されている状態で亡くなっていました。

頻繁に動き回るなど、多動や不穏に見える人も、慣れない環境のストレスから自分を落ち着かせようとしている場合もあります。転倒を防ぐなら、ベッドの高さを調整するなど環境を整えることもできます。「入院したらまず拘束」といった対応をなくすことが急務です。そのためには、患者が不安になる背景にあるものをたぐり寄せ、治療やケアの在り方を見直すことが必要です。身体拘束の過程を録画・公表し、検証できる仕組みを作ることも不可欠です。

人手不足のためやむを得ないという声もありますが、様々な工夫により身体拘束を減らしている病院もあります。ある病院では、胃ろうのチューブを抜こうとする患者の腹部に帯を巻いて患者の目に触れないようにし、作業療法士が患者の好きな手工芸品と一緒に作り落ち着かせています。

患者と信頼関係を築きながら、自分たちの関わる力や開かれた対話で、患者をより良い状態にするのが本来の医療のはずです。身体拘束が原則禁止とされている介護施設や障害者施設と連携し、改善策を共有していくことも必要だと思えます。(聞き手・森本美紀)

発達障害を知ろう JTB主催 12日シンポ 東京新聞 2017年12月3日 基調講演をする日本発達障害ネットワーク(JDDネット)の市川宏伸理事長(川崎市提供)



発達障害や人権について理解を深めることを目的としたシンポジウムが12日、川崎市高津区で開かれる。共催する市オリンピック・パラリンピック推進室は「(発達障害のある人が暮らしていく上で)社会の何が障害になっているのか、気付く第一歩にしたい」と話している。(山本哲正)

旅行会社のJTB(東京都品川区)が、「発達障害を手掛かりとして考える『心のバリアフリー』シンポジウム」と題して主催。同社によると、障害の有無にかかわらず安心して楽しめる旅行「ユニバーサルツーリズム」を推進する立場から取り組んだという。

第一部では、福田紀彦市長が「かわさきパラムーブメントが目指す心のバリアフリー」との内容で、また、一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDネット)の市川宏伸理事長が「発達障害がわかると進む心のバリアフリー」と題して講演をする。

第二部は、JTB総合研究所の研究員が発達障害関連の統計報告を行う。そのほか、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の五百旗頭(いおきべ)千奈美企画官や、JDDネットの橋口亜希子事務局長らによるパネル討論が予定されている。

シンポジウムは午後一時半から、高津市民館大ホールで開く。同日午前10時からホールと同じ階にある会議室5で、市川理事長の講演と同じテーマで、企業の人事担当者向けのセミナーが開かれる。

いずれも参加無料で六日正午までに申し込みが必要。定員はシンポジウムが五百人、セミナーが三十人。応募多数の場合は抽選。

同階ロビーと会議室6で、発達障害がある市内在住者の作品などを展示する。問い合わせは、シンポジウム事務局＝電03(6722)0718＝へ。

社会的養護に子どもの声反映を 仕組み考える集い NHKニュース 2017年12月3日 親の虐待などを理由に子どもを児童養護施設や里親などで育てる「社会的養護」について、子ども自身の希望を反映させる仕組みを考えるシンポジウムが千葉市で開かれました。「社会的養護」は、虐待や経済的な理由などから実の親と暮らせない子どもを児童養護施設や里親などで育てることで、去年の時点で、およそ4万5000人の子どもが対象とな

っています。幼い頃から家庭的な環境で育てることが将来の自立につながるとして、国は里親を中心とした受け皿の整備を進める一方で、中学生以上の子どもは里親になじめず、施設での集団生活を望むケースもあります。

子どもの希望を反映させる仕組みを考えようと、関係する学会が3日、千葉市でシンポジウムを開き、施設の職員などおよそ200人が参加しました。まず、アメリカのワシントン州では施設や里親のもとで育った人が、その経験を踏まえて行政機関に政策提言を行う制度が整備されていることが紹介されました。そのあと、国内外の専門家など6人が意見を交わし、日本もこうした制度を導入したうえで、「子どもに選択肢を示せるだけの多様な受け皿を用意するべきだ」とか、「みずから育つ環境を選ぶ権利があることを教える必要がある」といった意見が出されました。

参加した金沢市の児童養護施設の施設長は「子どもを主体として育て方を考えることが欠けていた。一人一人と向き合って必要な環境を整えたい」と話していました

障害者も 共にロック 射水でライブイベント盛況 大勢の観客で盛り上がる「ドロップアウト」のステージ=射水市戸破で

中日新聞 2017年12月3日

障害者や健常者、老若男女関係なくロックバンドのライブを楽しむ「かちゃかちゃ熱遊陽（ねっちゅーび）」が二日、射水市のアイザック小杉文化ホールラポールであった。

同市の地域生活支援・交流ハウス「ふらっと」が事務局の実行委員会が主催。ライブイベントを通じて世のタブーと心のバリアーを壊す「バリアブレイク」を掲げて開いた。

ライブには名古屋出身の四人組バンド「フラワーカンパニーズ」と、富山を中心に活動する3ピースバンド「ドロップアウト」が出演した。観客は自由に席を移動し、体を揺らしたり手をたたいたりして盛り上がった。

富山市から車いすで参加した山本辰美さん（54）は「車いすだとライブハウスに行くにくい。日中の開催だったので来やすかった。ロックを聴くのは久しぶり」と満喫していた。同イベントは四年ぶりで三回目。（小寺香菜子）



（社説）性犯罪と社会 深刻な被害に向きあう

朝日新聞 2017年12月2日

かねて疑問の声が寄せられていた判例が見直された。

強制わいせつ罪が成立するには、被告が性的な意図をもつことが必要か否かが争われた裁判で、最高裁大法廷が「不要」とする判断を示した。

仕返しや侮辱の目的で知人の女性を裸にして写真を撮った行為について、同罪の成立を認めなかった1970年の最高裁判決をくつがえすものだ。

妥当な結論といえる。「判例は間違っている」と異を唱えた一審神戸地裁、二審大阪高裁に、最高裁がこたえた形だ。

今回の被告は「金を借りようとした相手から、少女にみだらなことをする様子を撮影するよう求められて応じただけで、金銭目的の行動だった」と主張していた。だが、どんな目的だったにせよ、被害者の性的自由を侵害した事実は重い。

「意図が不要になれば、治療や介護行為が罪に問われかねない」との意見もあるが、ためにする議論だ。状況を総合的にみれば答えはおのずと導き出されよう。大法廷が「被害の内容や程度にこそ目を向けるべきだ」と述べたのはもっともである。

判例変更の背景に、個人の尊厳を重視し、それを踏みにじる性犯罪に、より厳しい姿勢

で臨むべきだとする、多くの国民の思いを読みとることができる。

強姦（ごうかん）罪の名称を強制性交等罪に変え、刑の下限を懲役3年から5年に引きあげることなどを柱とする改正刑法が7月に施行された。強制わいせつの罪で裁かれてきた行為の一部も、量刑の重い強制性交等罪が適用されることになった。

性犯罪の被害者の立場で考えることの大切さは社会全体で共有されつつあり、刑罰の見直しとあわせ、心身に傷を負った人の負担を少しでも軽くするための取り組みも進んでいる。犯行の証拠を迅速・確実に採取し、医師との連携を強める▽事情聴取や裁判の進め方を工夫し、二次被害を抑える▽カウンセリングや緊急避妊にかかる費用の公費負担を進めるなどだ。

一方で、あらゆる相談に対応する「ワンストップ支援センター」がまだ開設されない県があるなど、課題も少なくない。何より「本人にもスキがあったのではないか」「抵抗しようと思えばできたはずだ」などと、被害者をおとしめたり責めたりする言動が一部に根強く残り、苦しみを増幅させている。

性犯罪の深刻さにあらためて思いを寄せ、理解を深め、必要な施策を推進する。大法廷判決を、そんな流れを強く確かなものにするきっかけにしたい。

社説：保育拡充で女性の就労意欲に応えよ

日本経済新聞 2017年12月3日

政府は近く、「人づくり革命」の総合対策を閣議決定する。3～5歳児の幼児教育・保育の無償化を看板に掲げているが、最優先すべきは待機児童の解消だ。改めて見直しを強く求めたい。

保育サービスの拡充は多様な人材の就労を後押しし、日本の経済成長を下支えする。働きながら産み育てやすい環境を整えば、出生率が上向き効果も期待できる。少子高齢化に直面する日本にとって待機児童解消は喫緊の課題だ。

政府は2020年度末までに32万人分の保育サービスを増やす計画で、「人づくり革命」のなかに費用も盛り込む。ただ、その財源は企業が新たに拠出する3千億円に多くを頼っている。32万人は、利用申込者数などをもとに算出した数値で、潜在的な利用希望を十分に反映していないとの指摘もある。実際の需要がさらに膨らんだ場合に機動的に対応できなければ待機児童問題は解消しない。こうした状況で無償化に巨額の費用を割り当てるのは疑問といわざるをえない。

まずは各自治体が住民の利用希望を丁寧にすくい上げ、実態に即した需要を把握することだろう。同じ自治体でも駅前か郊外かによって必要なサービスの量は異なるし、保護者の就労意欲も年々変わりうる。常に計画を見直し、サービスの整備や保護者への紹介につなげる体制を整える必要がある。

個々に取り組むだけでなく、自治体間で連携することも大切だ。利用希望者の自治体の保育所には空きがなくても、隣の自治体に空きがあることもある。政府の規制改革推進会議は11月末、都道府県が中心となり、域内の自治体同士の連携などを促す協議会の設置を提言した。

規模の大きな認可保育所にたよった整備では、限界があるのも明らかだ。認可、認可外にかかわらず、民間の力を生かして質の高い保育サービスを増やすことが欠かせない。

ひとつのカギを握るのは、企業が自社の従業員用に設ける「企業主導型」の保育施設だ。認可外の施設だが、一定の基準を満たすと認可並みの助成が受けられる。自社の従業員だけでなく、地域の子どもを多く受け入れれば待機児童対策に効果は大きい。

行政は監査などを通じて保育サービスの質を担保し、安心して子どもを預けられる施設を増やしていく取り組みも重要だ。

社説：上昇する再犯者率 地域で積極的な防止策を

毎日新聞 2017年12月3日

事件の検挙者に占める再犯者の割合が上昇を続けている。

昨年の犯罪件数や傾向をまとめた「犯罪白書」によると、刑法犯で逮捕されるなどした22万人超の検挙者のうち、再犯者率は過去最悪の48・7%（前年比0・7ポイント増）だった。20年連続の上昇だ。

再犯の防止は治安向上の重要な柱である。政府は、2012年に策定した「再犯防止に向けた総合対策」で、出所後2年以内に再び刑務所に入所する人の割合を10年間で20%以上減らす目標を掲げている。更生を支える施策の充実が欠かせない。

高齢者の再犯が数字を押し上げている。65歳以上の出所者の4人に1人弱が2年以内に罪を犯して再び刑務所に入った。

高齢者の検挙罪名の7割が窃盗だ。出所後の貧困や身寄りがいないことが再犯につながっている。認知症などによる判断力の低下も考えられる。更生保護施設をさらに拡充するとともに、行政や福祉機関が連携して、受け皿の開拓も進めるべきだ。

出所者の更生にとって重要なのが、戻った社会に働く場所があるかどうかだ。だが、現実には厳しい。出所者の雇用を協力する民間の「協力雇用主」の登録は1万8000社を超える。だが、実際に雇った会社は昨年度、前年度比14社減の774社だった。減少は6年ぶりだ。罪を償い、保護観察を終了した人のうち、無職者の再犯率は有職者の約3倍に上るというデータがある。仕事に就けるか否かが、更生を左右する。社会の支えがやはり欠かせない。行政は、これまで以上に啓発活動に取り組む必要がある。

最近では自治体の積極的な取り組みがみられる。県レベルでは、兵庫県が出所者らを雇用した企業について、公共工事の入札への参加条件を緩和している。

市町村レベルの試みもある。兵庫県明石市は昨年、福祉や医療など関係機関が集まり、出所者らに対し住居の確保や福祉サービスの紹介などを行っている。大阪府吹田市は、保護観察の対象少年を臨時雇用員として直接雇用している。

昨年施行された再犯防止推進法は、自治体に再犯防止計画を定める努力義務を課した。先進的な取り組みを全国各地に広げていきたい。

社説：先生の働き方 外部人材の活用も一手だ 京都新聞 2017年12月03日

「働き方」が時代のキーワードとなるなかで、学校の先生の働きすぎが心配されてきた。長時間勤務が深刻な先生の働き方を議論している中教審の特別部会が、解決策を示す中間報告の素案を明らかにした。12月中には中間報告を了承する。

文部科学省の調査では、「過労死ライン」と呼ばれる月に80時間を超える時間外勤務をする先生は公立小学校で3割、中学で6割にもものぼる。

先生の勤務時間は国際的に突出している。国際機関が34カ国・地域の中学校を対象に調査した結果、日本の先生は週に53・9時間働き、平均の38・3時間を大きく上回った。

海外では学習指導が中心というが、わが国ではクラブ活動や生活指導、学校運営の事務作業など授業時間以外に時間が割かれている。公立学校の先生には時間外手当を支給しない特殊な給与制度である。勤務時間の線引きがおろそかになっていることは指摘しておく必要がある。

中教審の特別部会は、学校現場へのタイムカードと情報通信技術（ICT）の導入を提言している。文科省の調査ではタイムカードで先生の勤務時間を管理している学校は2割台にとどまっている。自分の勤務実態を知ることは、働き方改革の第一歩になるはずだ。

同時に、校長と教育委員会は学校での先生の勤務時間を意識した働き方を助言し、支援する必要がある。校内での長時間の職員会議を見直し、先生の休息時間を確保することも重要だ。

放課後や夜間に保護者からかかる電話での問い合わせに対応するため、学校ごとに留守番電話やメールによる連絡体制を整えることは緊要だ。これなら予算に多額を必要とせず、

「いまできることは直ちに行く」という中教審の改革の趣旨にも沿うはずだ。

登下校時の対応や放課後の見回りも論点になった。登校や下校時の安全確保は自治体や地域住民が本来は担うべきとの意見には異論がない。

給食費の徴収については先生の仕事とは言い難い。本来的に先生の業務かを切り分け、他の人材で協力できないか道を探るべきだろう。

長時間労働の一因になっているクラブ活動の指導について、議論では「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要はない」とし、外部人材を活用するよう求めた。対外試合が土曜や日曜日に行われることが多く、担当教員が休日に引率している。

クラブ活動に期待する保護者の多いことが、結果的に顧問の先生から休日を奪うことになっている。先生の長時間労働の実態を丁寧に説明して、保護者に理解してもらう必要がある。学校の門を閉ざす「学校休養日」を設ける構想も出ている。スポーツ庁が進めている運動部活動の運営正常化とガイドライン作成の議論と重なり合うことを念頭に議論を進めるべきだ。2020年度から全面実施に移る新学習指導要領で、小学校3～6年生に英語の授業が加えられる。先生の負担がさらに増すことも先生の多忙化の要因であることは忘れてはならない。

社説：トライやる20年／地域で子どもを育てたい 神戸新聞 2017年12月3日

中学2年生が地域で職場体験をする兵庫県教育委員会の「トライやる・ウィーク」が、導入から20年目を迎えた。

生徒は5日間、地元の商店や企業、福祉施設などで学ぶ。2017年度の参加者は約4万5千人に上り、本紙地方版からも生き生きと取り組む様子が伝わってくる。感受性の強い思春期の生徒たちにとって、親や教師ではない大人との出会いから得られるものは大きいだろう。

地域の特色ある受け入れ先や、小学校や高校と連携した活動も見られる。「トライやる」の体験が将来の仕事につながった生徒もおり、キャリア教育としても評価されている。地域に根付いた学びの場を守りたい。

1998年度に始まった「トライやる」は、前年に発生した神戸市須磨区の連続児童殺傷事件を受けて県教委が設置した「心の教育緊急会議」の提言に基づく。重視したのは、結論を教え込むのではなく、体験を通じて生きる力を育むことだ。小学5年生の自然学校とともに「兵庫型体験学習」として位置付けられた。

新たな教育手法として全国から注目され、その後、同様の取り組みが各地に広がった。ただ、5日以上の実施は1割程度にとどまり、「兵庫型」は貴重な学習の機会と言える。

体験から学び取り、成長に結び付けるには、活動内容の充実だけでなく、生徒自らが目的意識を持って臨むような働きかけが欠かせない。

生徒たちの活動場所は、導入当初とほぼ変わらない約1万7千カ所で推移しているという。ただ、県教委の事業所関係者へのアンケートでは、「学校と連携しながら実施できた」と回答する割合がここ数年、50%台まで落ち込む。

背景には、近年の教員の多忙化や、取り組みが定着したことで事業所任せになっている面もあるようだ。継続の鍵を握るのは、学校も地域の一員として、事業所とともに生徒の成長を促そうとする姿勢ではないか。

「トライ」には、「学校、家庭、地域の三者（トライアングル）の連携」との意味もある。

それぞれが「心の教育」という原点を再確認し、子どもを地域全体で育てる視点を深めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

